

憲法改正 真の「独立国家」となるために

- 新しい時代へ、新しい日本国憲法の制定
- 国会議員の責務として、改正案の提示と国民的議論の喚起
- 日本人自らの手で切り拓く、自らの次代

外交安全保障 毅然とした日本外交の展開と「国防力」の強化

- 複雑な安全保障環境に対応した防衛力の強化
- 海上保安体制の計画的かつ抜本的強化
- 戦略的対外発信の強化

教育 国家百年の計は教育にあり

- 生命と自然を尊び、伝統と文化を尊重する教育の推進
- 我が国と郷土を愛するところの醸成
- 他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材育成

防災減災 国民の安全・安心を守る

- 人命の保護—社会機能の維持—復旧復興
- 大規模自然災害に対する事前防災(堤防、ダム、道路整備)

経済 物価高の克服、力強い成長軌道へ

- 国民生活を守る、地域の実情に応じたきめ細やかな生活支援
- 重点分野・成長分野への大胆な投資
- 健康・医療・介護・教育・防災等におけるデジタル化の推進

地方創生 美しいふるさとを次世代へ

- 地方こそ成長の主役。強い経済、雇用の安定と所得向上
- 地域の独自性を活かした取り組みの推進
- デジタル技術で地域格差是正
- 第一次産業の担い手不足の解消
- 育てる漁業で水産資源を守る
- スマート農業の推進

子育て支援 人口減少社会への挑戦

- 子育て環境の整備の再構築
- 保育士の処遇改善
- 全ての世代が安心できる“全世代型社会保障”の構築
- 女性の社会・経済的自立実現に向けた取り組み

吉田真次 プロフィール

● **略歴**
昭和59年7月6日生まれ
山口県立豊北高等学校卒業
関西大学法学部政治学科卒業
大阪府議会議員 秘書
平成23年 下関市議会議員選挙当選(26歳※当時最年少)
平成27年 2期目当選
平成31年 3期目当選
令和5年 山口県衆議院議員比例区第一支部長 就任
令和5年 衆議院山口4区補欠選挙 当選
令和5年 自由民主党山口県衆議院比例区第一支部長 就任

● **家族** 妻と娘二人(6歳と4歳)

衆議院

- 委員会: 厚生労働委員会 委員 / 経済産業委員会 委員
- 特別委員会: 東日本震災復興特別委員会 委員

党役職

- 青年局: 次長 / 研修部 副部長
- 女性局: 次長
- 組織運動本部: 厚生関係団体委員会 副委員長
農林水産関係団体委員会 副委員長
地方組織・議員総局 次長
- 広報本部: 報道局 次長
- 国会対策委員会: 委員

政治信条

変えるべきは勇気をもって、
守るべきものは優しさをもって。

予算委員会第三分科会

下関事務所
〒750-0066 山口県下関市東大和町 1-8-16
TEL 083-250-7311 FAX 083-250-7312

長門事務所
〒759-4101 山口県長門市東深川 1860-1 リフレ Y101
TEL 0837-27-0334 FAX 0837-27-0335

国会事務所
〒100-8981 東京都千代田区永田町 2-2-1
衆議院第一議員会館 1212 号
TEL 03-3508-7172 FAX 03-3508-3602

✉ s.yoshida@yoshidashinji.jp

Facebook X (旧 Twitter) Instagram 公式サイト

政策実現に向かって全力で行動しています！



山口県衆議院比例区第一支部長 衆議院議員

吉田真次 国政報告



引き続き、皆様とお約束した「美しく誇りある国」の実現に向けて、そして安倍晋三先生の「遺志を実現していくためにも、国家国民の為に全力を尽くしてまいります。今後とも皆様のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

美しく 誇りある国へ。 真つすぐ次代へ。

国家国民の為に。 令和5年4月23日に、多くの皆様のおかげで衆議院議員に当選させていただきました。 当選から1年が経過し、安倍晋三先生と関わりのあった様々な方のご指導を頂きながら、自民党内での各種部会や議員連盟、勉強会等への参加を重ね、研鑽に努めているところです。

第213回国会 衆議院 予算委員会 第三分科会 第1号 令和6年2月27日 拉致問題について

Q 政府の取り組み・予算について 拉致問題はあらゆる手段を講じて、政府認定の如何を問わず、全ての拉致被害者の帰国を実現していかなければならない。現在、拉致問題について政府が行っている取り組みは。

A 情報の収集及び分析、拉致問題に関する中学生サミットの開催や全国で開催する国民の集いなどの理解促進と併せて、拉致被害者給付金等の給付や生活相談など帰国拉致被害者等の支援を行っている。令和6年度予算案は対前年度比約1500万円増額し、総額約17億8400万円を計上。北朝鮮衛星テレビのモニタリング強化や人工衛星画像の活用による分析体制の強化、中学生サミットの成果を活用して作成した広告動画によるSNS等での若年層啓発を含む拉致問題への理解促進等に取り組むこととしている。

Q 対話と圧力 私の地元のアベ元総理も、金正恩総書記とは条件をつけずに向き合う、と解決に向けての決意を述べておられた。北朝鮮に対して、我が国は交渉の余地があるということを示しつつ、同時に、制裁を含めてあらゆる面での圧力をかけていくということが大切であるが、政府が考えている具体的な圧力とは何か。

A 国連安保理決議に基づく特定品目の輸出入禁止措置や資金移転防止措置等に加え、我が国自身の措置として、北朝鮮との全ての品目の輸出入禁止等の措置により、北朝鮮への人、物、金の流れを厳しく規制している。

Q 圧力とその効果 もしこの現状の取り組みでの効果がなければ、それを強めていく、あるいは別の方法を考えるということも必要になってくると思う。御答弁にあった現在の圧力が、どのような効果を及ぼしていると認識しているか。

A 我が国が実施している措置は、厳しいとされる北朝鮮の経済状況と併せて考えた場合に、一定の効果を出していると考えている。引き続き、関係国と連携しつつ、国連安保理決議の実効性を確保し、我が国として取っている措置の実施を徹底していく。

Q 今後の政府の姿勢 家族会と救う会は、親の世代の家族が存命のうちに全ての拉致被害者の一括帰国が実現するなら、我が国が人道支援を行うこと、我が国がかけている独自の制裁を解除するというに反対しないという表明を、苦渋の決断ながら出された。この方針も含めて、今後、拉致問題に政府としてどのように向き合っていくのか。

A ご家族が高齢となられる中で、拉致問題はひとときもゆるがせにできない人道問題である。我が国自身の措置を含む北朝鮮への対応について、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向け、何が最も効果的かという観点から不断に検討していく。



Q 政府訪朝の民間の同行

日朝首脳会談の可能性があるのではないと言われる中で、仮にそれが実現するならば、政府だけではなく、家族会や救う会をはじめ、拉致問題に取り組んでおられる民間の方々にもぜひ一緒に行っていただくべきだと考えるが、どうか。

A 現時点で、今後の対応について答弁申し上げることは差し控えさせていただきます。

私の主張：下関市豊浦町には、警察庁が拉致の可能性

があるとしている、当時 23 歳の河田君江さんがおられます。高齢となったお母様は「いつも夢に見るのはあの子が帰ってくることばかり」と、テープで継ぎ合わされた写真を大切にお持ちになっておられます。数百人の国民が拉致されて、それが数十年にわたって祖国に帰ることができていない状況は、主権国家のあるべき姿とは言えません。あらゆる手段を講じて、全ての拉致被害者の即時帰国を実現していかなければなりません。



Q 日本のEEZ内でのブイの経緯と対応

沖縄県の尖閣諸島周辺の日本のEEZ(排他的経済水域)内で中国のブイが発見された(昨年7月と本年1月末)。それぞれの経緯と、どういった対応をしたのか。

A 昨年7月に、東シナ海の我が国のEEZ内にブイの存在を確認し、海上保安庁において航行警報を発出した。また、本年1月にも、東シナ海の我が国のEEZ内において、転覆状態のさびついているブイらしき物を確認し、外観調査を行ったところ、上下反転して水没した状態のブイで、機能していないということを確認。なお、1月に確認された当該ブイに関しては、既に沈んだものと推定している。



※イメージ

Q 航行への支障の認識

当該ブイにより漁業や船舶の航行に支障が出ていると認識しているか。

A 付近を航行する船舶の安全を確保するため、航行警報を発出し、発光物を取り付けた。各船舶は、警報を踏まえつつ航行しているものと承知している。

Q ブイの放置と撤去

中国のものとなっているのであれば撤去を要請し、それに応じない場合、我が国で撤去するという措置が当然ではないか。我が国の対応もお人好しが過ぎると思う。およそ7ヶ月間放置され、現在もそのままの状態になっている。何らかの意図があることは明白であるこのブイを、なぜ撤去しないのか。

A 中国側が当該ブイを放置しているという現状を深刻に受け止めており、ブイの撤去や移動、我が国によるブイの設置を含む様々な対応について、関係国の権利義務、国内法令、船舶交通や我が国漁業活動に与える影響等を踏まえ、関係省庁間で連携して検討の上、可能かつ有効な対応を適切に実施していく。



出典：内閣官房ウェブサイト

Q フィリピンとの対応の違い

フィリピンは昨年9月に、ハーグの仲裁裁判所の判決を確認し、漁民の権利を侵害しているということで、領海内にある中国のブイを撤去したという報道があった。フィリピンと我が国の対応はなぜこのように違うのか。



※九段線：中国が主張する境界線

A 個別具体的な状況が異なるほかの国の事案との比較は困難であると考えている。

Q ブイの管轄権について

領海内と EEZ 内という違いがあることは承知している。EEZ においては、施設及び構築物の設置及び利用に関する管轄権が認められているが、本事案のブイについては、我が国の管轄権はこれには及ばないという判断なのか。

A 中国が一方向的に気象観測機器と見られるものを搭載したブイを設置したことは、境界未画定海域における関係国の義務との関係で問題のある行為である。我が国としては、国際法上の基準が不明確な中で、政策的な観点も踏まえた総合的な判断が求められているところである。

Q 撤去措置についての認識

国連海洋法条約上の規定がないということであれば、撤去してはいけないという理由もないと考える。海洋の安全保障という観点からも、我が国による撤去という当然かつ断固たる措置が必要である。撤去の要請をするだけでは、相手がそれに応じなければ、結局ブイは我が国のEEZ内に存在し続ける。政府が撤去せよと言ったら我が国が独自でそれができるのではないか。

A 中国のブイの設置は問題のある行為である一方、関係国がどこまで物理的な措置を取ることが国際法上許容されるかについては、海洋法条約に明確な規定はなく、国家実行の蓄積も見られない。

私の主張：外交上の交渉の過程を明かせないという

ことは、ある程度は理解できますが、それならば結果を示さねばなりません。様々な方法も検討していると言いながらも、中国によって意図をもって設置されたブイは今も我が国のEEZ内に存在しています。主権国家としての当然の対応を今後も強く求めてまいります。



Q アメリカ大統領選挙を見据えた外交

一般的に、関係国の大統領や首相の選挙が行われる際には、その結果によって外交方針が大きく変わる可能性がある。そうした際に、我が国の外交として、選挙情勢も踏まえた情報分析をしっかり行って、あらゆる状況にも対応できるような取り組みを行っていく必要があるが、本年11月に行われるアメリカ大統領選挙について、現在どのような取り組みをしているか。

A ウクライナ、中東をはじめ、国際社会は大きな局面を迎えており、基本的価値を共有する我が国の唯一の同盟国である米国との連携は不可欠である。大統領選挙の結果にかかわらず、引き続き、あらゆるレベルで緊密な意思疎通を図り、日米関係の一層の強化に取り組んでいく考えです。

私の主張：日米同盟は我が国の外交、安全保障の基軸

です。トランプ前大統領の言動や世界情勢の分析を行うとともに、水面下も含めて外交努力を行っていかねばなりません。



第213回国会 衆議院 予算委員会 第六分科会 第1号 令和6年2月27日 食料・農業・農村基本法の改正について

Q 改正の趣旨等

本法案は、まさに日本の農業のあり方を示す大変重要な法案である。食料・農業・農村基本法の改正の趣旨と目的、そして、社会経済状況の変化に鑑み、これに新たに加えられる観点はどのようなものか。

A 世界と我が国の食をめぐる情勢の変化を踏まえて、基本法を時代にふさわしいものにしていく必要があることから、今回の改正に至った。具体的には、平時からの食料安全保障の対策を強化すること、環境と調和の取れた農業、加えて、人口減少下における農村のコミュニティの維持、そして、農地の集約化とスマート農業の技術の導入によって、生産性の向上を図るという考え方を柱としている。

Q 有害鳥獣対策への対応

私の地元でも農家の方々が被害を受けているという状況である。猟銃による捕獲や防護柵の設置、休耕地の草刈りで動物の隠れる場所をなくすという対応を地元の皆様も行っているが、猟友会の方々の高齢化、広大な面積の農地をいかに管理していくかなどの問題もある。農家を守る、食を守るために、政府としてどのような対応をしているか。

A 侵入防止柵の整備や有害鳥獣の捕獲による個体群の管理の取り組みが重要であり、鳥獣被害防止総合対策交付金によって、生息域が拡大している鹿の集中的な捕獲や、猪や猿などの捕獲活動への支援も行っている。



私の主張：新たな農業基本法の理念に基づき、食料安全保障ということや日本の農業のあり方をしっかり考えて

いかなければなりません。日本は瑞穂の国であり「農は国の基」です。安倍元総理が初めて選挙に出られた時に、あぜ道で農家の方が手を握って「信じちよるけえ農家を守っておくれよ」と声をかけてくれた。その声に送り出されて国会に出たということを忘れることはなかったそうです。私も日本の農業を守り、発展させていくという決意です。



Q 水産業の就業者の動向

水産業を取り巻く環境は厳しく、担い手の不足、あるいは高齢化が進んでいる。我が国の水産業の就業者をめぐる動向についての認識は。

A 漁業就業者については令和4年で12.3万人、平均年齢が56.3歳、また、新規就業者数については、近年、約1700人程度で推移しているという状況。今後、若い世代を中心に、将来にわたって我が国の漁業を支える人材の就業を促していくことが重要。

Q 我が国の漁業における問題認識

政府としては、我が国の漁業における課題をどのように捉え、それらに対して取り組んでいる対策は。

A 全体的な環境変化の中で、資源の変動や不漁が生じている。担い手の確保だけでなく、燃油高騰対策として、漁業者と国で基金を設け、影響緩和のための補填金を交付している。



Q 磯(いそ)焼けの影響

環境の変化や海水温の上昇、食害によって藻場が無くなっていく「磯焼け」について、現在我が国の漁業にどのような影響を与えているか。

A 藻場は、豊かな生態系を育む場であり、産卵場や小魚の隠れ場、餌場としての役割を持っているが、磯焼けにより藻場の機能が失われることで、漁獲量の減少や沿岸漁業の生産にも影響を与えていると認識している。



出典：水産庁ウェブサイト

Q 藻場の再生への取り組み

日本の漁業をしっかりと守っていくためには、藻場の再生が必要となる。海藻の定着を含めてあらゆる実験や環境調査と併せて、クログゼなどの駆除も行っていかなければならないが、藻場の再生に向けて、我が国ではどのような取り組みを行っているか。

A 海藻が着生しやすいブロック等を設置するハード対策、食害生物の駆除、母藻の設置などソフト対策を支援している。また、漁業者が主体となって藻場保全を計画、実行できるよう、磯焼け対策の手法、取組事例をまとめたガイドラインを作成したり、磯焼け対策全国協議会を毎年開催し、情報や知見の共有を図っている。



出典：水産庁ウェブサイト

Q 海業(うみぎょう)の推進

海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して、所得の向上や雇用の創出を図っていくという海業について、推進における具体的な課題、その対策は。

A 水産物の消費増進、漁業体験による交流促進等を図り、漁業地域の所得と雇用機会の確保を図るという取り組みを通じて、漁村の持続的な発展を目指している。また、漁港漁場整備法を改正し、事業者に対して、漁港施設の長期貸付けや漁港水面施設運営権など、安定的に事業を実施できる権利等を付与した。漁港管理者が漁業者などとの調整を図りながら、海業を推進する計画を策定する仕組みも盛り込んだ。



出典：農林水産省 aff(あふ)22年7月号

私の主張：私は幼い頃から海の恵みとともに育って

きました。日本の水産業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、自然とともに日々の仕事に取り組んでおられる漁業者が報われるためにも、海業の推進による漁業振興に取り組んでまいります。



こちらで動画をご覧ください。



(R6.2.27)

予算委員会第三分科会



(R6.2.27)

予算委員会第六分科会

吉田真次公式 YouTube 真っすぐ次代へ。

